

契約事務規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社多摩ニュータウン開発センター（以下「会社」という。）が締結する売買、請負、委託その他の契約（賃貸借に関する契約を除く。）に関する事務の基本的事項を定め、契約の公正性及び経済性に資することを目的とする。

(契約の方法)

第2条 会社が締結する契約は、競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約及び特定契約のいずれかの方法によるものとする。

(契約方法の定義)

第3条 第2条の契約方法別の定義は次のとおりとする。

- (1) 競争契約は、契約の相手方となりうる者が複数いる競争性のある契約で、指名競争入札、企画コンペ、プロポーザル、複数見積等の方法による契約をいう。
- (2) 独占契約は、特許、著作権等の関係により、契約相手方が一者しかない場合の契約をいう。
- (3) 緊急契約は、緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続きを行う場合の契約をいう。
- (4) 少額契約は、契約予定価額が少額で競争契約を行うのは非効率であるため一者とのみ契約手続きを行う場合の契約をいう。この場合の少額とは次に掲げる契約予定価額をいう。
 - (ア) 備品類、消耗品の購入 30万円未満
 - (イ) 工事、製造の請負または業務委託 100万円未満
- (5) 特定契約は、製造メーカーへの保守委託など適切な契約相手方が特定の一者しかない契約など、前記(1)から(4)までのいずれにも該当しない契約をいう。

(契約予定価額)

第4条 契約を締結しようとするときは、原則としてあらかじめ当該契約に係る契約予定価額を設定しなければならない。

- 2 契約予定価額は原則として公表してはならない。
- 3 契約額は、契約予定価額を上回ることができない。

(競争契約の方法、参加者、落札者)

第5条 競争契約をする場合の競争の方法については、契約の内容により決定するものとする。

但し、複数見積の方法による契約は、契約予定価額が1,000万円以上の場合は行うことができない。

- 2 契約予定価額が1,000万円以上の場合の競争契約の参加者はなるべく5者以上とし、別に定める指名業者選定基準に基づき選定し、指名業者選定委員会に付議して決定する。
- 3 競争契約のうち、指名競争入札を行う場合は、原則として最低価額で入札した者を落札者とする。

(契約書等の作成)

第6条 契約額が200万円以上の契約を締結する場合には、契約書によるものとする。

- 2 契約額が200万円未満の契約を締結する場合は、契約書に替えて請書その他これに準ずる書面によることができる。
- 3 契約額が20万円未満の契約を締結する場合は、契約書・請書等の書面を省略することができる。

(監督)

第7条 監督員は、適宜立会いを行うなど、契約の履行を確保するため、必要な監督を行い、必要な場合は契約相手方に対し指示を行うものとする。

(検査)

第8条 検査員は、契約相手方が契約の履行を完了したときは、その履行内容を検査し、必要な場合は契約相手方に対し手直し、交換等をさせなければならない。

(契約代金の支払)

第9条 契約代金は、検査合格後、契約相手方の請求書の提出に基づき、速やかに支払うものとする。

- 2 前払金、部分払等の支払いが必要な場合は、契約書で定める。

第10条 この規程を施行するために必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成20年11月27日から施行する。

なお、従前の契約事務規程は前日をもって廃止する。

付 則

(改正日)

- 1 平成30年9月10日一部改正（平成30年9月10日取締役会承認）

(適用日)

- 2 この規程は、平成30年10月1日から適用する。

指名業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、契約事務規程に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センター（以下「会社」という。）が行う競争契約にあたり、その参加者を公正に選定するための事務の基準を定めることを目的とする。

(競争契約参加者の資格)

第2条 会社は次の各号の一に該当する者を、競争契約に参加させることができない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項本文の規定に基づく許可その他法令の定めにより営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者、または登録を抹消された者
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 競争契約の実施にあたり、その公正な競争を妨げた者で 2年間を経過しない者
- (4) 東京都から入札参加資格を停止されている者で、その期間を経過しない者
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者であることが明らかな者
- (6) 東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）
- (7) その他、不相当と認める者

(競争契約参加者の適格性の判定)

第3条 指名業者選定委員会の委員及び契約事務担当者は、前条の規定により資格を有する者のうち、次に掲げる事項を審査し、競争させようとする契約についての適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 会社の既発注契約の履行成績
- (3) 競争契約工事等についての技術的特性

付 則

この基準は、平成20年11月27日から施行する。

旧基準（昭和63年7月16日施行）は、前日をもって廃止する。

付 則

平成23年10月14日一部改正

付 則

平成25年2月28日一部改正（表題を競争契約業者選定基準から指名業者選定基準に改正）